

# 【交通ルールと自転車について No.1-2】

解答欄をクリックしてリストから○か×を選択し「採点」ボタンを押してください。

No	問題	解答	判定	コメント
1	自転車はとても便利な乗り物ですが、正しく使わないと危険を招きます。			
2	自転車に乗りには、運転免許は必要ないので、交通ルールを守らなくても罰則はない。			
3	自転車は、自動車やオートバイと同じ車両の仲間ですから、車両としての交通ルールを守らなければならない。			
4	交通上のルールを、しっかり学んで知っていれば、少しくらいならルールを守らなくても良い。			
5	少しくらいの故障なら、整備するのは大変難しいのでそのまま使用する。			
6	自転車の手入れや、簡単な修理が出来るよう普段から努力する。			
7	歩道で、自転車が通行することが出来る条件に合っている場合でも「普通自転車」でなければ、歩道を通行することが出来ない。			
8	普通自転車は、長さ190cm以下、幅60cm以下。			
9	普通自転車は、乗車装置は1つで二輪車であること。			
10	普通自転車は、ブレーキを走行中に、簡単に操作できる位置にあること。			
11	普通自転車は、鋭い突出部分がないこと。			
12	普通自転車が、他の車両をけん引しているときは、歩道通行することはできない。			
13	ハンドルをにぎった時に、状態が少し前にかたむく。			
14	サドルにまたがった時、両足のかかどが、しっかりと地面につく。			
15	ペダルに、足指と土踏まずの間の部分を乗せ、太ももの力でペダルを押し下げるように踏み込む。			
16	正しい乗車姿勢をとるためには、ハンドルの握り部分がサドルよりも5～10cm位 高くする			
17	危険を避けるためには、まずハンドルで避ければ足りるので、ブレーキのきき具合の点検は毎回行わなくても良い。			
18	ブレーキは、時速10kmのとき、3m以内で止まれるものでなければならない。			
19	チェーンは、きつくはり、外れにくくしておくことが大切です。			
20	タイヤは、路面と唯一接する大変重要な部品です。タイヤの傷、空気圧の点検をすることが重要です。			
21	前照灯(ライト)は、自分の進行方向を照らすだけでなく、相手に自分の存在を知らせる役目にもなる。			
22	反射機材は、赤色か橙色で夜間100m後方から自動車のライトで照らされてよく見えるものであることが必要です。			
23	反射機材は、横や前にも付けて、よく目立つことが大切です。			
24	警音器は、ハンドルを持った手をあまり動かさずに鳴らすことが出来る位置に付ける。			
25	自転車に付いている TSMマークは、ディスカウントスーパーなどで売っている安い自転車の印です。			
26	自転車の定期点検は、自動車の検査と同じで2年に1回、自転車整備店でうければよい。			
27	自転車を止める場合は、自転車駐車場に駐車すれば、鍵をかけなくても安心です。			
		0		
		0		
		0		
		<b>正解数</b>	0	

採点

クリア

